



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月20日金曜日 第2656号

## ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 181

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 181

土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 182

解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 182

保安林の指定施業要件の変更に係る掲示..... ( " ) ... 182

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 183

都市計画事業の認可(3件)..... (都市整備課) ... 183

都市計画事業の事業計画の変更認可(4件)..... ( " ) ... 184

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 185

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 185

指定居宅サービス事業の廃止..... ( " ) ... 185

指定介護予防サービス事業の廃止..... ( " ) ... 185

指定介護老人福祉施設の指定..... ( " ) ... 186

指定一般相談支援事業者の指定..... ( " ) ... 186

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 186

道路の区域変更(一般国道319号)..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 186

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 187

道路の区域変更(県道大島環状線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 187

道路の供用開始(県道大島環状線)..... ( " ) ... 187

道路の区域変更(県道皿ヶ嶺公園滑川線)..... (中予地方局管理課) ... 187

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 187

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 188

道路の区域変更(県道奥浦白浦線)..... (南予地方局管理課) ... 188

道路の区域変更(県道九島循環線)..... ( " ) ... 188

道路の区域変更(県道宇和明浜線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 188

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 189

## 訓 令

愛媛県鹿森ダム操作規則等の一部を改正する訓令..... (河川課) ... 189

## 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 196

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 196

## 公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 197

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第296号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成27年3月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人社団久和会立花病院	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	医療法人社団久和会	平成30年3月9日まで

### ○愛媛県告示第297号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に

基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス今治石井店  
今治市石井町一丁目228番 1、289番、290番
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年11月13日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,533.2平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
52台
  - イ 駐輪場の収容台数  
26台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後10時まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成27年 3月12日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月

間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第298号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	阿弥陀地区(東温市)	平成27年2月23日

○愛媛県告示第299号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6954の3、6959の2、6960の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第300号

保安林の指定施業要件の変更(平成26年12月愛媛県告示第1358号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町岩松乙1の3	北宇和郡岩松村332番戸 菅原 泰平	森林所有者
宇和島市津島町岩松乙59、乙264の12	北宇和郡岩松町995番地 松本 作平	"
宇和島市津島町岩松乙67の1	北宇和郡岩松町1265番地3 山村 盛治郎	"

宇和島市津島町岩松乙78、乙81の1、乙101の1、乙101の2、乙119の3、乙136の1、乙158、乙233、乙238、乙242、乙247	北宇和郡岩松村277番戸 山口 才治郎	〃
宇和島市津島町岩松乙84の2	北宇和郡津島町岩松22番戸 河野 宇三郎	〃
宇和島市津島町岩松乙90の1	福岡市博多区博多駅南六丁目8番30-911号 田中 重雄	〃
宇和島市津島町岩松乙93の1	北宇和郡岩松町237番地 後藤 眞一	〃
宇和島市津島町岩松乙95	北宇和郡津島町岩松甲125番地2 山村 貞二	〃
宇和島市津島町岩松乙96の4、乙109の1、乙109の2、乙110、乙331	北宇和郡岩松村107番戸 土居 徳藏	〃
宇和島市津島町岩松乙100	北宇和郡岩松町244番地1 栗見 直	〃
宇和島市津島町岩松乙117の1	北宇和郡岩松村126番戸 内山 喜太郎	〃
宇和島市津島町岩松乙160の1	北宇和郡津島町岩松237番地 後藤 眞一	〃
宇和島市津島町岩松乙174の1	東京都目黒区下目黒三丁目614番地 升田 庄藏	〃
宇和島市津島町岩松乙178の6	北宇和郡高近村大字高田甲2199番地2 植村 勇吉	〃
宇和島市津島町岩松乙205の2、乙254の3	北宇和郡岩松町760番地 小西 勝一郎	〃
宇和島市津島町岩松乙205の7	北宇和郡岩松町883番地 中平 コハル	〃
宇和島市津島町岩松乙232	北宇和郡岩松町239番地 宮崎 匡裕	〃
宇和島市津島町岩松乙237	北宇和郡岩松町1443番地 黒田 弥太治	〃
宇和島市津島町岩松乙252の2	北宇和郡岩松町大字高田丙11番地 松本 彦太郎	〃
宇和島市津島町岩松乙256	北宇和郡津島町岩松980番地3 加形 米夫	〃
宇和島市津島町岩松乙257の4	北宇和郡津島町岩松甲1284番地 清家 吉規	〃
宇和島市津島町岩松乙259の1	北宇和郡津島町岩松1296番地1 三好 虎吉	〃
宇和島市津島町岩松乙262、乙263	北宇和郡岩松村1260番地 富山 藤助	〃
宇和島市津島町岩松乙264の4	北宇和郡岩松町794番地 土居 勝馬	〃
北宇和郡津島町岩松乙264の5、乙264の16	北宇和郡岩松町1055番地1 泉 栄吉	〃
宇和島市津島町岩松乙264の6	宇和島市丸之内1番地ノ内189番地 御崎 テル	〃
宇和島市津島町岩松乙270の1、乙271の1から乙271の4まで、乙272の1、乙272の2、乙273の1、乙273の7、乙321、乙323、乙324、乙333、乙338	大阪府堺市田出井町3番136号 船木 裕子	〃
宇和島市津島町岩松乙273の2、273の4	北宇和郡津島町岩松1016番地 泉 睦夫	〃
宇和島市津島町岩松乙273の5	北宇和郡岩松町1038番地1 泉 ツ子	〃
宇和島市津島町岩松乙273の6、乙276	北宇和郡津島町岩松1005番地2 泉 敏雄	〃
宇和島市津島町岩松乙275	北宇和郡岩松村457番戸 秋田 保太郎	〃

宇和島市津島町岩松乙277、乙339の1	北宇和郡津島町岩松1129番地2 木口 梅子	〃
宇和島市津島町岩松乙282	北宇和郡岩松町276番戸 森 寛一	〃
宇和島市津島町岩松乙298	北宇和郡津島町岩松1088番地 木口 カメ	〃
宇和島市津島町岩松乙322	北宇和郡岩松町1445番地1 土居 康徳	〃
宇和島市津島町岩松乙325、乙327	北宇和郡岩松町437番地 柴田 太三郎	〃
宇和島市津島町岩松乙328、乙334	北宇和郡岩松町777番地 土居 賢一	〃
宇和島市津島町岩松乙332	北宇和郡岩松村49番戸 金子 久治郎	〃
宇和島市津島町岩松乙359、乙362	北宇和郡岩松町2463番地2 山口 林平	〃
宇和島市津島町岩松乙359、乙362	北宇和郡岩松町1973番地 土居 定雄	〃
宇和島市津島町岩松乙368の2	大阪府豊中市服部寿町一丁目2番10号 梶原 克正	〃
宇和島市津島町岩松乙370の2	北宇和郡津島町岩松甲952番地2 山口 敦己	〃
宇和島市津島町岩松乙375	大阪府八尾市恩智南町三丁目114番地7 平家 道弘	〃
宇和島市津島町岩松乙378、乙383、乙391の1	宇和島市川内甲2102番地 山口 仁志	〃
宇和島市津島町岩松乙385	北宇和郡津島町岩松2000番地 石丸 泰也	〃

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第301号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成に伴う基準点設置作業)
- 2 作業期間 平成26年11月25日から平成27年 2月27日まで
- 3 作業地域 松山市持田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目紅葉町及び道後公園の全部

○愛媛県告示第302号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画事業を認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称  
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画公園事業  
5・7・4 北条公園
- 3 事業施行期間  
平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
松山市大浦地内
  - (2) 使用の部分  
なし

#### ○愛媛県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称  
宇和島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇和島都市計画公園事業  
6・5・1 丸山公園
- 3 事業施行期間  
平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
宇和島市和霊町555番地の1地内
  - (2) 使用の部分  
なし

#### ○愛媛県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称  
宇和島地区広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
広見都市計画公園事業  
5・5・1 鬼北総合公園
- 3 事業施行期間  
平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
鬼北町大字永野市地内

- (2) 使用の部分  
なし

#### ○愛媛県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画公園事業6・6・1松山中央公園（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
平成 8年 2月 2日  
平成29年 3月31日
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
松山市市坪西町地内
  - (2) 使用の部分  
松山市市坪西町地内

#### ○愛媛県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
変更なし
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### ○愛媛県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業大西公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
平成14年 7月16日から  
平成33年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### ○愛媛県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松前公共下水道（松前町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和63年 2月 3日から

平成33年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 3月20日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
日本ケアシス株式会社	デイサービスいろは	愛媛県今治市延喜甲133番地	平成27年 2月 1日	通所介護
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条訪問看護ステーション	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	訪問看護
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条デイサービス事業所	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	通所介護
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条短期入所事業所	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 3月20日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条訪問看護ステーション	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	介護予防訪問看護
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条デイサービス事業所	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条短期入所事業所	愛媛県西条市新田109番地 1	平成27年 2月 1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 3月20日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 プラストア	デイサービスセンターセトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地 1	平成27年 2月28日	通所介護

○愛媛県告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 3月20日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 プラストア	デイサービスセンターセトウチ	愛媛県西条市壬生川675番地1	平成27年2月28日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成27年3月20日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定介護老人福祉施設の 開設者の名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会西条特別養護老人ホーム	愛媛県西条市新田109番地1	平成27年2月1日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成27年3月20日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

事業者番号	指定一般相談支援事業者			指定地域相談支援の種類	指定一般相談支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3831300391	プログレス株式会社	四国中央市川之江町2974番地10	岩本高之	地域移行支援	相談支援事業所 四つ葉	四国中央市川之江町700番地1	平成27年3月1日
3831300391	プログレス株式会社	四国中央市川之江町2974番地10	岩本高之	地域定着支援	相談支援事業所 四つ葉	四国中央市川之江町700番地1	平成27年3月1日

○愛媛県告示第315号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年3月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第979号	平成24年5月15日	(株)檜垣組	檜垣 忠博	今治市大西町九王甲1343-1	平成27年2月23日	土工事業	建設業の廃止(全部)
(般-23)第11261号	平成23年9月10日	南海商事(株)	立野 努	新居浜市中須賀町1-6-34	平成27年2月24日	内装仕上工事業	建設業の廃止(全部)

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1348番3から 同町馬立1358番7まで	旧	メートル 7.1~19.1	キロメートル 0.427	
			新	10.8~45.5	0.427	
"	"	四国中央市金砂町小川山乙1724番16から 同町小川山乙1725番5まで	旧	5.8~10.1	0.179	
			新	5.8~24.5	0.179	

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1348番3から 同町馬立1358番7まで	平成27年 3月20日
"	"	四国中央市金砂町小川山乙1724番16から 同町小川山乙1725番5まで	"

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄950番2から 同町本庄1012番地先まで	旧	メートル 3.6～8.3	キロメートル 0.156	
			新	11.3～19.6	0.153	

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町本庄950番2から 同町本庄953番地先まで	平成27年 3月20日

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字明カセ辛246番2から 同字辛247番2まで	旧	メートル 5.0～5.4	キロメートル 0.023	
			新	5.0～89.7	0.023	

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字明カセ辛246番2から 同字辛247番2まで	平成27年 3月20日

○愛媛県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 3月20日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第46号 平成27年 3月10日	伊予郡松前町大字筒井字五反地648番、649番、649番2、650番、650番2 及び650番3	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦甲1282番1から 同町奥浦甲891番まで	旧	メートル 5.2～26.8	キロメートル 0.059	
			新	0.0	0.000	

○愛媛県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島1837番3地先から 同市本九島1822番2地先まで	旧	メートル 2.5～3.4	キロメートル 0.085	
			新	5.0～7.0	0.085	

○愛媛県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地134番3地先から 同町依津2番耕地646番1地先まで	旧	メートル 4.8～16.5	キロメートル 0.115	
			新	4.8～22.0	0.115	



"	"	西予市明浜町俵津 2 番耕地30番から 同町俵津 2 番耕地26番 1 地先まで	旧	4 6 ~ 9 8	0.100	
		西予市明浜町俵津 2 番耕地30番から 同町俵津 2 番耕地25番 2 まで	新	11 8 ~ 20 4	0.100	

○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津 2 番耕地134番 3 地先から 同町俵津 2 番耕地646番 1 地先まで	平成27年 3月20日
"	"	西予市明浜町俵津 2 番耕地30番から 同町俵津 2 番耕地25番 2 まで	"

訓 令

○愛媛県訓令第 1 号

土 木 部  
東 予 地 方 局  
南 予 地 方 局

愛媛県鹿森ダム操作規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県鹿森ダム操作規則等の一部を改正する訓令

（愛媛県鹿森ダム操作規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県鹿森ダム操作規則（昭和41年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 6 章 省略</p> <p>第 7 章 計測、点検、整備等（第29条・第30条）</p> <p>第 8 章・第 9 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（平常時最高貯水位）</p> <p>第 5 条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高226.2メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水時最高水位）</p> <p>第 6 条 貯水池の洪水時最高水位は、標高228.8メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水調節後等における水位の低下）</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに水位を平常時最高貯水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 6 章 省略</p> <p>第 7 章 点検整備等（第29条・第30条）</p> <p>第 8 章・第 9 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（常時満水位）</p> <p>第 5 条 貯水池の常時満水位は、標高226.2メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行なう場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水時満水位）</p> <p>第 6 条 貯水池の洪水時満水位は、標高228.8メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>（洪水調節後等における水位の低下）</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なつた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつた後において水位が常時満水位をこえているときは、すみやかに常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流</p>

量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第20条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が洪水時最高水位を超えるとき。
- (2) 水位が平常時最高貯水位を超えるとき。
- (3)～(9) 省略

(下流用水等の供給のための放流)

第23条 ダムによる下流用水等の供給のための放流は、次\_\_\_\_に掲げるところによるものとする。

- (1) 省略
- (2) 非かんがい期(毎年10月11日から翌年6月10日までの期間)  
ア・イ 省略
- (3) 省略

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に\_\_\_\_  
\_\_\_\_通知するとともに、一般に周知させるため\_\_\_\_  
\_\_\_\_必要な措置をとらなければならない。

(クレストゲート及び決しや板の操作)

第27条 クレストゲートは、次\_\_\_\_に掲げる場合を除き、常に閉塞して\_\_\_\_おくものとする。

- (1) 第20条各号のいずれかに該当する場合においてクレストゲートの操作により放流を行う\_\_\_\_必要があるとき。
- (2) 省略

2 省略

第7章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、基準を設けて、ダム本体、貯水池及び附属施設等\_\_\_\_  
\_\_\_\_  
\_\_\_\_を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。  
\_\_\_\_ならない。

(観測)

第30条 所長は、基準を設けて、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(\_\_\_\_記録)

第32条 所長は、第29条の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに第30条の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。

量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第20条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が洪水時満水位をこえる\_\_\_\_とき。
- (2) 水位が常時満水位をこえる\_\_\_\_とき。
- (3)～(9) 省略

(下流用水等の供給のための放流)

第23条 ダムによる下流用水等の供給のための放流は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 省略
- (2) 非かんがい期(毎年10月11日から翌年6月1日までの期間)  
ア・イ 省略
- (3) 省略

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表1に掲げる\_\_\_\_関係機関に対し、同表の定めるところにより通知するとともに、一般に周知させるため、別に定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

(クレストゲート及び決しや板の操作)

第27条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- (1) 第20条各号のいずれかに該当する場合においてクレストゲートの操作により放流を行なう\_\_\_\_必要があるとき。
- (2) 省略

2 省略

第7章 点検整備等

(\_\_\_\_点検及び整備)

第29条 所長は、ダム本体ゲート、ゲートを操作するための必要な機械及び器具警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両並びにこれらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため\_\_\_\_点検及び整備を行ない、特にゲート及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第30条 所長は、別表2に掲げる事項に関し同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(調査結果の記録)

第32条 所長は、\_\_\_\_第30条の規定により調査し又は測定した\_\_\_\_結果を記録しておかなければならない。

別表1及び別表2を削る。

(玉川ダム操作規則の一部改正)

第2条 玉川ダム操作規則(昭和46年愛媛県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第6章 省略 第7章 計測、点検、整備等(第33条・第34条)	目次 第1章～第6章 省略 第7章 点検整備等____(第33条・第34条)

第 8 章・第 9 章 省略

附則

( 平常時最高貯水位 )

第 6 条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高155.8メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

( 洪水時最高水位 )

第 7 条 貯水池の洪水時最高水位は、標高158.6メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

( 洪水調節等の後における水位の低下 )

第17条 所長は、前条の規定により、洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに水位を平常時最高貯水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

( 貯留された流水を放流することができる場合 )

第21条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

- (1) 水位が洪水時最高水位を超える場合
(2) 水位が平常時最高貯水位を超える場合
(3)~(9) 省略
(10) 第33条の規定により、ゲート又はバルブ(以下「ゲート等」という。)の点検又は整備を行うため特に必要がある場合
(11) 省略

( 不特定かんがい用水の補給のための放流 )

第25条 所長は、かんがい期間において、不特定かんがい用水の補給のため必要があると認める場合においては、別表に掲げるかんがい用水量の限度量を、高野地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

2 省略

第 7 章 計測、点検、整備等

( 計測、点検及び整備 )

第33条 所長は、基準を設けて、ダム本体、貯水池及び附属施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

( 観測 )

第34条 所長は、基準を設けて、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

( 記録 )

第36条 所長は、第33条の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに第34条の規定による観測を行つたときは、その結果を記録しておかなければならない。

別表(第25条関係) 省略

第 8 章・第 9 章 省略

附則

( 常時満水位 )

第 6 条 貯水池の常時満水位は、標高155.8メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行なう場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

( 洪水時満水位 )

第 7 条 貯水池の洪水時満水位は、標高158.6メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

( 洪水調節等の後における水位の低下 )

第17条 所長は、前条の規定により、洪水調節を行なつた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつた後において水位が常時満水位をこえているときは、すみやかに水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

( 貯留された流水を放流することができる場合 )

第21条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

- (1) 水位が洪水時満水位をこえる場合
(2) 水位が常時満水位をこえる場合
(3)~(9) 省略
(10) 第33条の規定により、ゲート等の点検又は整備を行なうため特に必要がある場合
(11) 省略

( 不特定かんがい用水の補給のための放流 )

第25条 所長は、かんがい期間において、不特定かんがい用水の補給のため必要があると認める場合においては、別表第1に掲げるかんがい用水量の限度量を、高野地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

2 省略

第 7 章 点検整備等

( 点検及び整備 )

第33条 所長は、次の各号に掲げる施設等を良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体
(2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)
(3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
(4) 警報、通信、連絡、観測等のため必要な設備
(5) 監視のため必要な船舶
(6) 警報のため必要な車両
(7) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態を保つため、適時試運転を行わなければならない。

( 調査又は測定 )

第34条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

( 調査結果等の記録 )

第36条 所長は、第33条の規定により点検又は整備を行なつた結果並びに第34条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

別表第1 省略

別表第2を削る。

(須賀川ダム操作規則の一部改正)

第3条 須賀川ダム操作規則(昭和52年愛媛県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p>第7章 計測、点検、整備等(第30条・第31条)</p> <p>第8章・第9章 省略</p> <p>附則</p> <p>(平常時最高貯水位)</p> <p>第7条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高51.0メートルとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水時最高水位)</p> <p>第8条 貯水池の洪水時最高水位は、標高59.8メートルとし、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水池の水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに水位を平常時最高貯水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p> <p>(貯留された流水を放流することができる場合)</p> <p>第19条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。</p> <p>(1) 貯水池の水位が洪水時最高水位を超えるとき。</p> <p>(2) 貯水池の水位が平常時最高貯水位を超えるとき。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 第30条の規定によりゲート又はバルブ(以下「ゲート等」という。)の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(流水の正常な機能の維持のための放流)</p> <p>第22条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別表 に掲げる水量を限度として、ダムから放流しなければならない。</p> <p>第7章 計測、点検、整備等</p> <p>(計測、点検及び整備)</p> <p>第30条 所長は、基準を設けて、ダム本体、貯水池及び附属施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。</p> <p>(観測)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p>第7章 _____点検、整備等(第30条・第31条)</p> <p>第8章・第9章 省略</p> <p>附則</p> <p>(常時満水位)</p> <p>第7条 貯水池の常時満水位 _____は、標高51.0メートルとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水時満水位)</p> <p>第8条 貯水池の洪水時満水位 _____は、標高59.8メートルとし、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(洪水調節等の後における水位の低下)</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水池の水位が常時満水位 _____を超えているときは、速やかに水位を常時満水位 _____に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p> <p>(貯留された流水を放流することができる場合)</p> <p>第19条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。</p> <p>(1) 貯水池の水位が洪水時満水位 _____を超えるとき。</p> <p>(2) 貯水池の水位が常時満水位 _____を超えるとき。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 第30条の規定によりゲート又はバルブ _____の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(流水の正常な機能の維持のための放流)</p> <p>第22条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別表第1に掲げる水量を限度として、ダムから放流しなければならない。</p> <p>第7章 点検、整備等</p> <p>( _____点検及び整備)</p> <p>第30条 所長は、次の各号に掲げる施設等を _____良好な状態に保つため _____、点検及び整備を行わなければならない。</p> <p>(1) ダム本体</p> <p>(2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)</p> <p>(3) ゲート等の操作のため必要な機械及び器具</p> <p>(4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備</p> <p>(5) 監視のため必要な船舶</p> <p>(6) 警報のため必要な車両</p> <p>(7) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材</p> <p>2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。</p> <p>(調査又は測定)</p>

第31条 所長は、基準を設けて、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測\_\_\_\_\_を行わなければならない。

( \_\_\_\_\_ 記録 )

第33条 所長は、第30条の規定による計測、点検及び整備を行い\_\_\_\_、並びに第31条の規定による観測\_\_\_\_\_を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。

別表\_\_\_\_\_ ( 第22条関係 ) 省略

第31条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し、同表に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

( 調査結果の記録 )

第33条 所長は、第30条の規定により\_\_\_\_\_点検及び整備を行ったとき、並びに第31条の規定により調査又は測定を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。

別表第1 ( 第22条関係 ) 省略

別表第2を削る。

( 山財ダム操作規則の一部改正 )

第4条 山財ダム操作規則 ( 昭和56年愛媛県訓令第1号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p>第7章 計測、点検、整備等 ( 第30条・第31条 )</p> <p>第8章・第9章 省略</p> <p>附則</p> <p>( 平常時最高貯水位 )</p> <p>第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高75.7メートルとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>( 洪水時最高水位 )</p> <p>第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高92.5メートルとし、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>( 洪水調節 )</p> <p>第15条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒90立方メートルを下らず、かつ、水位が平常時最高貯水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が同条の規定による放流量と等しくなったときから次式により算定した量に等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。</p> <p>省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>( 洪水調節等の後における水位の低下 )</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水池の水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに水位を平常時最高貯水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p> <p>( 貯留された流水を放流することができる場合 )</p> <p>第19条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。</p> <p>(1) 貯水池の水位が洪水時最高水位を超えるとき。</p> <p>(2) 貯水池の水位が平常時最高貯水位を超えるとき。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 第30条の規定によりゲート又はバルブ ( 以下「ゲート等」と</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 省略</p> <p>第7章 _____点検、整備等 ( 第30条・第31条 )</p> <p>第8章・第9章 省略</p> <p>附則</p> <p>( 常時満水位 )</p> <p>第6条 貯水池の常時満水位_____は、標高75.7メートルとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>( 洪水時満水位 )</p> <p>第7条 貯水池の洪水時満水位_____は、標高92.5メートルとし、人為的に水位をこれより上昇させてはならない。</p> <p>( 洪水調節 )</p> <p>第15条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒90立方メートルを下らず、かつ、水位が常時満水位_____に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が同条の規定による放流量と等しくなったときから次式により算定した量に等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。</p> <p>省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>( 洪水調節等の後における水位の低下 )</p> <p>第16条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水池の水位が常時満水位_____を超えているときは、速やかに水位を常時満水位_____に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。</p> <p>( 貯留された流水を放流することができる場合 )</p> <p>第19条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。</p> <p>(1) 貯水池の水位が洪水時満水位_____を超えるとき。</p> <p>(2) 貯水池の水位が常時満水位_____を超えるとき。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 第30条の規定によりゲート又はバルブ_____</p>

いう。)の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。

(9) 省略

(選択取水ゲート及び選択取水予備ゲートの操作)

第28条 省略

2 選択取水予備ゲートは、次\_\_\_\_\_に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 第30条の規定によりゲート等\_\_\_\_\_の点検及び整備を行うため必要があるとき。

(2) 省略

(ホロージェットバルブ及びホロージェット予備バルブの操作)

第29条 ホロージェットバルブは、次\_\_\_\_\_に掲げる場合を除き、常に閉塞して\_\_\_\_\_おくものとする。

(1) 省略

(2) 次条の規定によりゲート等\_\_\_\_\_の点検及び整備を行うため必要があるとき。

(3) 省略

2 ホロージェット予備バルブは、次\_\_\_\_\_に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 次条の規定によりゲート等\_\_\_\_\_の点検及び整備を行うため必要があるとき。

(2) 省略

第7章 計測、点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第30条 所長は、基準を設けて、ダム本体、貯水池及び附属施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第31条 所長は、基準を設けて、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測\_\_\_\_\_を行わなければならない。

(\_\_\_\_\_記録)

第33条 所長は、第30条の規定による計測、点検及び整備を行い\_\_\_\_\_、並びに第31条の規定による観測\_\_\_\_\_を行ったときは、その結果を記録しておかななければならない。

\_\_\_\_\_の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。

(9) 省略

(選択取水ゲート及び選択取水予備ゲートの操作)

第28条 省略

2 選択取水予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 第30条の規定によりゲート又はバルブの点検及び整備を行うため必要があるとき。

(2) 省略

(ホロージェットバルブ及びホロージェット予備バルブの操作)

第29条 ホロージェットバルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

(1) 省略

(2) 次条の規定によりゲート又はバルブの点検及び整備を行うため必要があるとき。

(3) 省略

2 ホロージェット予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

(1) 次条の規定によりゲート又はバルブの点検及び整備を行うため必要があるとき。

(2) 省略

第7章 点検、整備等

(\_\_\_\_\_点検及び整備)

第30条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため\_\_\_\_\_、点検及び整備を行わなければならない。

(1) ダム本体

(2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)

(3) ゲート等の操作のため必要な機械及び器具

(4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

(5) 監視のため必要な船舶

(6) 警報のため必要な車両

(7) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第31条 所長は、別表第3に掲げる事項に関し、同表に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

(調査結果の記録)

第33条 所長は、第30条の規定により\_\_\_\_\_点検及び整備を行ったとき、並びに第31条の規定により調査又は測定を行ったときは、その結果を記録しておかななければならない。

別表第3を削る。

(黒瀬ダム操作規則の一部改正)

第5条 黒瀬ダム操作規則(昭和58年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(平常時最高貯水位)</p> <p>第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高110.0メートルとし、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時(流入量が毎秒500立方メートル未満である場合を</p>	<p>(常時満水位)</p> <p>第6条 貯水池の常時満水位_____は、標高110.0メートルとし、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時(流入量が毎秒500立方メートル未満である場合を</p>

いう。)に水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

**第7条** 貯水池の洪水時最高水位は、標高112.9メートルとし、第17条第1項本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

**第8条** 7月1日から10月20日までの期間における貯水池の最高水位(以下「洪水貯留準備水位」という。)は、標高108.4メートルとし、第17条第1項の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水調節等のための利用)

**第10条** 省略

2 洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

(1) 第8条に規定する \_\_\_\_\_ 期間 標高108.4メートルから標高112.9メートルまでの容量600万立方メートル

(2) 省略

(発電のための利用)

**第13条** 発電は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

(1) 第8条に規定する \_\_\_\_\_ 期間 標高76.8メートルから標高108.4メートルまでの容量2,800万立方メートル

(2) 省略

(洪水調節の後における水位の低下)

**第18条** 所長は、前条第1項本文の規定により洪水調節を行った後において、水位が第8条に規定する \_\_\_\_\_ 期間にあつては洪水貯留準備水位を、その他の期間にあつては平常時最高貯水位を超えている場合は、速やかに当該水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、同項本文に定める放流中における放流量のうち最大の放流量を限度として放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下)

**第20条** 所長は、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が第8条に規定する \_\_\_\_\_ 期間にあつては洪水貯留準備水位を、その他の期間にあつては平常時最高貯水位を超えている場合は、速やかに当該水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、毎秒500立方メートルの水量を限度として放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として放流を行うことができる。

(貯留された流水を放流することができる場合)

**第23条** ダムによつて貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

(1) 第8条に規定する \_\_\_\_\_ 期間に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位に低下させる場合

(2)・(3) 省略

いう。)に水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

**第7条** 貯水池のサーチャージ水位は、標高112.9メートルとし、第17条第1項本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

**第8条** 7月1日から10月20日までの期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位 \_\_\_\_\_ 」という。)は、標高108.4メートルとし、第17条第1項の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水調節等のための利用)

**第10条** 省略

2 洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

(1) 第8条に規定する制限水位の期間 標高108.4メートルから標高112.9メートルまでの容量600万立方メートル

(2) 省略

(発電のための利用)

**第13条** 発電は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

(1) 第8条に規定する制限水位の期間 標高76.8メートルから標高108.4メートルまでの容量2,800万立方メートル

(2) 省略

(洪水調節の後における水位の低下)

**第18条** 所長は、前条第1項本文の規定により洪水調節を行った後において、水位が第8条に規定する制限水位の期間にあつては制限水位 \_\_\_\_\_、その他の期間にあつては常時満水位 \_\_\_\_\_ を超えている場合は、速やかに当該水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位 \_\_\_\_\_ に低下させるため、同項本文に定める放流中における放流量のうち最大の放流量を限度として放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下)

**第20条** 所長は、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が第8条に規定する制限水位の期間にあつては制限水位 \_\_\_\_\_、その他の期間にあつては常時満水位 \_\_\_\_\_ を超えている場合は、速やかに当該水位をそれぞれ制限水位又は常時満水位 \_\_\_\_\_ に低下させるため、毎秒500立方メートルの水量を限度として放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として放流を行うことができる。

(貯留された流水を放流することができる場合)

**第23条** ダムによつて貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

(1) 第8条に規定する制限水位の期間に移行するに際し、水位を制限水位 \_\_\_\_\_ に低下させる場合

(2)・(3) 省略

2 省略

2 省略

(台ダム操作規則の一部改正)

第6条 台ダム操作規則(平成4年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(平常時最高貯水位)</p> <p>第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高68.4メートルとする。</p> <p>(洪水時最高水位)</p> <p>第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高72.4メートルとする。</p> <p>(洪水調節等)</p> <p>第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。</p> <p>(洪水調節等の後における水位低下)</p> <p>第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。</p>	<p>(常時満水位)</p> <p>第6条 貯水池の常時満水位は、標高68.4メートルとする。</p> <p>(サーチャージ水位)</p> <p>第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高72.4メートルとする。</p> <p>(洪水調節等)</p> <p>第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。</p> <p>(洪水調節等の後における水位低下)</p> <p>第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成27年3月10日あったので公表する。

平成27年3月20日

愛媛県知事 中村時広

1 事件 平成27年度賃金引き上げその他に関する事項

2 日時 平成27年3月25日正午より本問題が解決に至る間  
3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砥部オレンジ荘</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護付有料老人ホームTo-be</td> <td>有料老人ホーム</td> <td>伊予郡砥部町麻生51-1</td> <td>平成27年3月11日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 省略</p>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				砥部オレンジ荘	省略			介護付有料老人ホームTo-be	有料老人ホーム	伊予郡砥部町麻生51-1	平成27年3月11日	省略				<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砥部オレンジ荘</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 省略</p>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				砥部オレンジ荘	省略			省略			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																		
省略																																					
砥部オレンジ荘	省略																																				
介護付有料老人ホームTo-be	有料老人ホーム	伊予郡砥部町麻生51-1	平成27年3月11日																																		
省略																																					
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																		
省略																																					
砥部オレンジ荘	省略																																				
省略																																					



## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 3月20日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
感染性廃棄物処理業務（処分） 約4,600,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成27年 3月 9日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番 地 1	9,504円	一般競争入札	平成27年 1月23日